

# 山梨県公報

第四百九十号

令和六年

七月二十五日

木曜日

## 目次

### 告示

○山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置……………二九九

○道路の区域変更……………二九九

○山梨県営住宅設置及び管理条例第六条第一号の親族に準ずるものとして知事が定める者及び同条第二号口の配偶者に準ずる者として知事が定める者……………二九九  
に関する告示

### 公告

○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出(二件)……………三〇〇  
○大規模小売店舗の名称等の変更の届出……………三〇一  
○土地改良区役員の退任及び就任……………三〇一  
○土地区画整理組合の設立認可……………三〇三  
公安委員会  
○交通安全活動推進センター代表者氏名の変更の届出……………三〇三

## 告示

### 山梨県告示第九十号

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)第二条第三項の規定により附属機関を設置することとしたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和六年七月二十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

| 附属機関  | 担任意務     | 委員の定数 | 委員の要件 | 委員の任期 | 所管課  |
|-------|----------|-------|-------|-------|------|
| 山梨県環境 | 山梨県環境整備セ | 六人以内  | 一 学識経 | 令和六年七 | 環境・工 |

|   |      |   |         |
|---|------|---|---------|
| 整備センター(明野処分場)における浸出水の水质予測等に関する情報の収集、整理、解析、評価等に関する事務 | 討委員会 | 整備センター(明野処分場)における浸出水の水质予測等に関する情報の収集、整理、解析、評価等に関する事務 | 等に関する事務 |
|---|------|---|---------|

### 山梨県告示第九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和六年八月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和六年七月二十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 河口湖精進線
- 道路の区域

| 区間   | 旧敷地の幅員の別(メートル) | 新敷地の幅員の別(メートル) | 延長(メートル)     |
|--|----------------|----------------|--------------|
| 南都留郡富士河口湖町大石字久保井坂下二六二一番一二地先から南都留郡富士河口湖町大石字久保井坂下二六二一番一二地先まで | 旧 七・五<br>八・七   | 新 七・八<br>二四・四  | 三三・六<br>三三・六 |

### 山梨県告示第九十二号

山梨県営住宅設置及び管理条例(平成九年山梨県条例第十五号)第六条第一号の親族に準ずる者として知事が定める者及び同条第二号口の配偶者に準ずる者として知事が定

める者を次のとおり定め、山梨県営住宅設置及び管理条例第六条第一号の親族に準ずる者として知事が定めるものに関する告示（令和五年山梨県告示第二百五十二号）は、廃止する。

令和六年七月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 親族に準ずる者として知事が定める者

- 1 入居者と県営住宅に同居する間有効な山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第七条に規定するパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けているパートナーシップの相手方
- 2 山梨県パートナーシップ宣誓制度と同様の制度を有する市町村（入居者が入居を希望する県営住宅の所在する市町村に限る。）から、入居者と県営住宅に同居する間有効なパートナーシップに係る証明書等の交付を受けているパートナーシップの相手方
- 3 1及び2に規定する者の親族

二 配偶者に準ずる者として知事が定める者

- 1 入居者と県営住宅に同居する間有効な山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第七条に規定するパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けているパートナーシップの相手方
- 2 山梨県パートナーシップ宣誓制度と同様の制度を有する市町村（入居者が入居を希望する県営住宅の所在する市町村に限る。）から、入居者と県営住宅に同居する間有効なパートナーシップに係る証明書等の交付を受けているパートナーシップの相手方

公 告

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年七月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノホールディングス 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外二者

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 グリーンタウン甲府東（北エリア） 山梨県甲府市向町字蛭田百二十一番一 外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前  | 変更後  |
|--|--|
| 株式会社オギノホールディングス<br>代表取締役 荻野寛二<br>山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号<br>外二者 | 株式会社オギノホールディングス<br>代表取締役 荻野雄二<br>山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号<br>外二者 |

3 変更の年月日 令和五年五月二十二日

三 届出年月日 令和六年七月五日

- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年十一月二十五日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年七月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノホールディングス 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号
- 二 届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ塩山店 山梨県甲州市塩山上於曾八百五十三番一
  - 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

変更後

|   |   |
|---|---|
| 株式会社オギノホールディングス<br>代表取締役 荻野寛二<br>山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 | 株式会社オギノホールディングス<br>代表取締役 荻野雄二<br>山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 |
|---|---|

- 3 変更の年月日 令和五年五月二十二日  
届出年月日 令和六年七月五日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年十一月二十五日まで

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
令和六年七月二十五日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社アマノ 代表取締役 天野彰 山梨県甲斐市篠原千四百三十三番地
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フレスポ甲府東 山梨県甲府市和戸町字奈良原八百四十四番一 外
- 2 変更した事項
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|   |  |
|---|--|
| 変更前   | 変更後                                      |
| 大和リース株式会社<br>代表取締役 北哲弥<br>大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号 | 株式会社アマノ<br>代表取締役 天野彰<br>山梨県甲斐市篠原千四百三十三番地 |

(二) 大規模小売店舗の名称

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 変更前     | 変更後                |
| フレスポ甲府東 | PLAZA PAX（プラザパークス） |

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|  |   |
|--|---|
| 変更前  | 変更後   |
| 株式会社アマノ<br>代表取締役 天野晴夫<br>山梨県甲斐市篠原千四百三十三番地<br>外三者 | 株式会社アマノ<br>代表取締役 天野彰<br>山梨県甲斐市篠原千四百三十三番地<br>外三者 |

- 3 変更の年月日 令和三年七月三十日 外  
届出年月日 令和六年七月九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年十一月二十五日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、龍岡土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
令和六年七月二十五日

一 退任  
山梨県知事 長 崎 幸太郎

|     |      |                  |            |
|-----|------|------------------|------------|
| 役職名 | 氏名   | 住所               | 退任年月日      |
| 理事  | 野口武彦 | 地 韮崎市龍岡町下條南割四十三番 | 令和六年六月二十三日 |

|                |                   |                   |                   |                     |                   |                  |                    |                  |                   |                    |                  |   |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------|-------------------|------------------|--------------------|------------------|-------------------|--------------------|------------------|---|
| 同              | 監事                | 同                 | 同                 | 同                   | 同                 | 同                | 同                  | 同                | 同                 | 同                  | 同                | 同 |
| 横内金弥           | 千野芳仁              | 秋山拓也              | 輿石俊文              | 堀川喜美雄               | 土屋雅五              | 井出秀実             | 野口一                | 小倉千秋             | 横内義光              | 千野泉                | 上野和雄             |   |
| 葑崎市龍岡町下條東割四百八十 | 葑崎市龍岡町下條南割千五百八十番地 | 甲斐市竜王新町二千二百六十八番地三 | 葑崎市龍岡町下條南割千二百四十番地 | 葑崎市龍岡町下條南割千二百二十一番地一 | 葑崎市龍岡町下條東割九百二十一番地 | 葑崎市龍岡町下條東割六百七十番地 | 葑崎市龍岡町下條東割千四百六十四番地 | 葑崎市龍岡町下條東割八百九十番地 | 葑崎市龍岡町下條南割千四十三番地三 | 葑崎市龍岡町下條南割千二百八十二番地 | 葑崎市龍岡町下條南割百八十五番地 |   |
| 同              | 同                 | 同                 | 同                 | 同                   | 同                 | 同                | 同                  | 同                | 同                 | 同                  | 同                | 同 |

|                     |                    |                   |                  |                    |                  |                   |                    |                |               |               | 二 就任       |              |     |
|---------------------|--------------------|-------------------|------------------|--------------------|------------------|-------------------|--------------------|----------------|---------------|---------------|------------|--------------|-----|
| 同                   | 同                  | 同                 | 同                | 同                  | 同                | 同                 | 同                  | 同              | 同             | 理事            | 役職名        | 同            |     |
| 同                   | 同                  | 同                 | 同                | 同                  | 同                | 同                 | 同                  | 同              | 同             | 同             | 氏名         | 同            |     |
| 同                   | 同                  | 同                 | 同                | 同                  | 同                | 同                 | 同                  | 同              | 同             | 同             | 住所         | 同            |     |
| 輿石俊文                | 堀川喜美雄              | 土屋雅五              | 井出秀実             | 野口一                | 小倉千秋             | 横内義光              | 千野宝                | 秋山政裕           | 上野和浩          | 上野和浩          | 氏名         | 谷宗久          |     |
| 葑崎市龍岡町下條南割千二百四十一番地一 | 葑崎市龍岡町下條南割千二百二十一番地 | 葑崎市龍岡町下條東割九百二十一番地 | 葑崎市龍岡町下條東割六百七十番地 | 葑崎市龍岡町下條東割千四百六十四番地 | 葑崎市龍岡町下條東割八百九十番地 | 葑崎市龍岡町下條南割千四十三番地三 | 葑崎市龍岡町下條南割千二百八十四番地 | 葑崎市龍岡町下條南割三十番地 | 葑崎市龍岡町下條南割六番地 | 葑崎市龍岡町下條南割六番地 | 住所         | 葑崎市水神一丁目三番一号 | 九番地 |
| 同                   | 同                  | 同                 | 同                | 同                  | 同                | 同                 | 同                  | 同              | 同             | 同             | 就任年月日      | 同            |     |
|                     |                    |                   |                  |                    |                  |                   |                    |                |               |               | 令和六年六月二十三日 |              |     |

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会告示第六十八号

交通安全活動推進センターに関する規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）第三条第一項の規定により、一般財団法人山梨県交通安全協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年七月二十五日

山梨県公安委員会

委員長 堀内 拓三

- 一 変更後の代表者の氏名 堀内 光一郎
- 二 変更年月日 令和六年六月二十四日

|    |      |                   |     |  |
|----|------|-------------------|-----|--|
|    | 同    |                   | 十番地 |  |
|    | 秋山拓也 | 甲斐市竜王新町二千二百六十八番地三 | 同   |  |
| 監事 | 千野芳仁 | 韮崎市龍岡町下條南割千五百八十番地 | 同   |  |
| 同  | 横内金弥 | 韮崎市龍岡町下條東割四百八十番地  | 同   |  |
| 同  | 谷宗久  | 韮崎市水神一丁目三番一号      | 同   |  |

### ● 土地区画整理組合の設立認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の設立を認可した。

令和六年七月二十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 組合の名称  
富士吉田市中原土地区画整理組合
- 二 事業施行予定期間  
令和六年度から令和七年度まで
- 三 施行地区  
富士吉田市上吉田字中原の一部
- 四 事務所所在地  
富士吉田市中吉田六丁目一番一号 富士吉田市役所内
- 五 設立認可の年月日  
令和六年七月二十五日
- 六 事業年度  
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法  
富士吉田市役所の掲示板に掲示して行う。

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番